

## 緊急防災工事計画決定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土器地区土地改良事業（農地防災事業（ため池整備事業））に係る緊急防災工事計画を令和8年6月22日に定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年6月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営土器地区土地改良事業（農地防災事業（ため池整備事業））緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県東近江農業農村振興事務所田園振興課、東近江市農林水産部農村整備課

なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/351044.html>)でも閲覧することができる。

- 3 縦覧期間 令和8年6月30日から令和8年7月29日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年8月13日までに審査請求をすることができる。